

町内会会則改定

新	旧
(役員)	(役員)
第7条 本会は、次の役員を置いて運営する。	第7条 本会は、次の役員を置いて運営する。
(1)顧問 1名	(1)顧問 1名
(2)会長 1名	(2)会長 1名
(3)副会長 2名	(3)副会長 2名
(4)総務 1名	(4)総務 1名
(5)会計 1名	(5)会計 1名
(6)会計監査 2名	(6)会計監査 2名
(7)事業委員 事業別必要人員	(7)事業委員 事業別必要人員
(8)区長 各区1名	(8)区長 各区1名
(9)副区長 各区1名	(9)班長 各班1名 (マンション含む)
(10)班長 各組1名 (マンション含む)	2. 上記委員の他に、相談役を置くことができる。
2. 上記委員の他に、相談役を置くことができる。	2. 上記委員の他に、相談役を置くことができる。
(役員の選出)	(役員の選出)
第8条 会長・副会長・総務・会計は会員の中から選出し、定期総会において承認する。	第8条 会長・副会長・会計及び会計監査は、定期総会において会員の中から選任する。
2. 事業委員は、会員の中から会長が委嘱する。	2. 事業委員は、会員の中から会長が委嘱する。
3. 区長及び班長は、各区・各班の中から輪番制を原則として選出する。	3. 区長及び班長は、各区・各班の中から輪番制を原則として選出する。
4. 副区長は、前年の区長が就任する。	
5. 会計監査は、会長が任命する。	
(役員の任期)	(役員の任期)
第9条 役員の任期は2年とし、区長・副区長・班長は1年を原則とする。	第9条 役員の任期は2年とし、区長・班長は1年を原則とする。
(会議)	(会議)
第10条 本会に次の会議を置き、会長は必要に応じて招集する。	第10条 本会に次の会議を置き、会長は必要に応じて招集する。
(1)会議種別	(1)会議種別
三役会議 → 会長・副会長・総務・会計	三役会議 → 会長・副会長・総務・会計
役員会議 → 顧問・三役・事業委員・会計監査・区長	役員会議 → 三役・事業委員・会計監査・区長 総合会議 → 役員・各種団体の三役
定期総会 → 役員・各区長・各班長	定期総会 → 役員・各班長
臨時総会 → 役員・町内世帯主・班長の過半数	臨時総会 → 役員・町内世帯主・班長の過半数
各区会議 → 区長・班長	各区会議 → 区長・班長 (各区長又は各区内の班長が適宜招集する)
(各区長又は各区内の班長が適宜招集する)	

(2)定期総会は年1回開催し、次の事項の議決承認を得る。

- ①本会活動報告
- ②会計報告
- ③会計監査報告
- ④活動計画（案）
- ⑤会計予算（案）
- ⑥役員の改選
- ⑦会則の改定
- ⑧その他定期総会において必要と認める事項

(3)臨時総会は、会長又は役員会議の要望があった場合開催する。

(役員の任務)

第11条 役員は、次の任務をもって本会の運営にあたる。

- (1)会長は本会を代表し、他市他町との連携を基に町内の運営会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長不在又は事故ある時は職務を代行する。
- (3)総務は本会運営の事務と会議の収録を行う。
- (4)会計は出納の一切の任にあたる。
- (5)会計監査は会計出納書類を適宜監査する。
- (6)事業委員は住民相互の親睦・研修行事等を企画立案し、役員会議に諮り実施する。
- (7)区長は担当区の班長を通じ町会費の徴収を行い会計に納入り、各班長の連絡と本会との連携を行う。
- (8)副区長は区長の相談役としての任務を行う。
- (9)班長は班各戸より規定の町会費を徴収し区長に納め、班の連携と区長との連絡にあたる。

(町会費納入の義務)

第12条 本会規約第3条による会員は、規定の町会費を納入する。

- 2. 町会費納入の時期、徴収金額は細則による。
- 3. 町会費納入について困難な事情がある場合、居住する班長は区長を通じ会長へ届け出を行い、役員会議の上考慮する。

(2)定期総会は年1回開催し、次の事項の議決承認を得る。

- ①本会活動報告
- ②会計報告
- ③会計監査報告
- ④活動計画（案）
- ⑤会計予算（案）
- ⑥役員の改選
- ⑦会則の改定
- ⑧その他総会において必要と認める事項

(3)臨時総会は、会長又は会員の過半数の要望があった場合開催する。

(役員の任務)

第11条 役員は、次の任務をもって本会の運営にあたる。

- (1)会長は本会を代表し、他市他町との連携を基に町内の運営会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長不在又は事故ある時は職務を代行する。
- (3)総務は本会運営の事務と会議の収録を行う。
- (4)会計は出納の一切の任にあたる。
- (5)会計監査は会計出納書類を適宜監査する。
- (6)事業委員は住民相互の親睦・研修行事等を企画立案し、役員会議に諮り実施する。
- (7)区長は担当区の班長を通じ町費の徴収を行い会計に納入り、各班長の連絡と本会との連携を行う。
- (8)班長は班各戸より規定の町費を徴収し区長に納め、班の連携と区長との連絡にあたる。

(町費及び入町費納入の義務)

第12条 本会規約第3条による会員は、規定の町費を納入する。

- 2. 町費納入の時期、徴収金額は細則による。
- 3. 町費納入について困難な事情がある場合、居住する班長は区長を通じ会長へ届け出を行い、役員会議の上考慮する。

(会計)

第14条 会計年度は、4月1日より3月31日とする。

2. 会計報告は、毎年度定期総会において会計報告を行う。

3. 会計監査役は、会計報告に際し会計監査報告を行う。

4. 会計は、一般会計と特別会計による。

5. 収入は、町会費・市補助金・寄付その他の収入とする。

6. 支出は、定期総会で議決承認された各科目に基づく。

7. 1件10万円以上の支払い要件については、役員会議で承認を得る。

付 則

第2条 本会の会則改廃は定期総会の議決により決定する。

1. 昭和40年4月1日制定

2. 昭和58年4月1日制定

3. 平成8年4月1日改定

4. 平成12年4月1日改定

5. 平成26年4月20日改定

6. 平成28年4月17日改定

7. 令和3年4月18日改定

8. 令和5年4月2日改定

9. 令和6年4月21日改定

(会計)

第14条 会計年度は、4月1日より3月31日とする。

2. 会計報告は、毎年度定期総会において「5月度役員会議で報告・承認を得ること」を承認し、役員会議にて承認された会計報告について回覧板・ホームページ等で開示する。

3. 会計監査役は、会計報告に際し会計監査報告を行う。

4. 会計は、一般会計と特別会計による。

5. 収入は、町費・入町費・市補助金・寄付その他の収入とする。

6. 支出は、定期総会で議決承認された各科目に基づく。

7. 1件10万円以上の支払い要件については、事前に役員会議で承認を得る。

付 則

第2条 本会の会則改廃は定期総会の議決により決定する。

1. 昭和40年4月1日制定

2. 昭和58年4月1日制定

3. 平成8年4月1日改定

4. 平成12年4月1日改定

5. 平成26年4月20日改定

6. 平成28年4月17日改定

7. 令和3年4月18日改定

8. 令和5年4月2日改定

(町内会会則)

細 則

(町会費納入)

第1条 町会費は原則として1年分を5月末日までに納入する。

(削除)

2. 町会費の納入金額は、年間3,600円とする。

但し、特定の物件（ワンルームマンション等）については、役員会議で決定する。

(町内会会則)

細 則

(町費及び入町費納入)

第1条 町費は原則として1年分を5月末日までに納入する。

2. 新築入居の場合は、町費以外に本会共有に関わる施設及び設備の拡充と維持管理の財源に充当する為、入町費5,000円を納入しなければならない。

3. 町費の納入金額は次のとおりとする。

(1)一般家庭 年間 3,600円

(2)商店経営 年間 4,500円

(3)工場・事業所 年間 5,000円～60,000円

<p>3. 町会費は物価の変動と諸般の事情等により改定することができる。 但しその時は役員会議で合議の上、定期総会にて承認を得ることとする。</p> <p>(町会費の使途)</p> <p>第2条 町会費は本会維持費として次のものに支出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯灯・防犯カメラ及び会館電気料 (2) 防犯灯・防犯カメラの新設及び保守点検修理費 (3) 会館火災保険料 <u>(4) 会館補修費</u> <u>(5) 町内会が組織する団体等への助成・補助金</u> <u>(6) 町会館の使用に関する諸費用</u> <u>(7) その他役員会議にて決定したもの</u> <p>(入居又は退去)</p> <p>第4条 年度途中の入居は、<u>入居届け出の翌月1日を入町日として月割り計算の上納入する。</u></p> <p>2. 退去の場合、納めた町会費は返納しない。</p> <p>(財産の管理と処分)</p> <p>第5条 会館及び備品の使用は、別途会館使用規定による。</p> <p>2. 会館の使用及び備品の借用については、館長へ使用申込書を提出し許可を得る。</p> <p>3. 会館を使用する本会各種団体及び会員は、会館使用規定の注意事項の厳守はもちろんのこと、その長が責に任ずる。</p>	<p><u>(4) 独身寮(ワンルームマンション) 年間 2,000円</u></p> <p>4. 町費は物価の変動と諸般の事情等により改定することができる。 但しその時は役員会議で合議の上、定期総会にて承認を得ることとする。</p> <p>(町費の使途)</p> <p>第2条 町費は本会維持費として次のものに支出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯灯及び会館電気料 (2) 防犯灯の新設及び保守点検修理費 (3) 会館火災保険料 <u>(4) 会館屋内補修費</u> <u>(5) その他役員会議にて決定したもの</u> <p>(入居又は退去)</p> <p>第4条 年度途中の入居は、<u>入居1ヶ月以内に月割り計算の上、入町費と共に納入する。</u></p> <p>2. 退去の場合、納めた町費は返納しない。</p> <p>(財産の管理と処分)</p> <p>第5条 会館及び備品の使用は、別途会館使用規定による。</p> <p>2. 会館の使用及び備品の借用については、会長へ使用申込書を提出し許可を得る。</p> <p>3. 会館を使用する本会各種団体及び会員は、会館使用規定の注意事項の厳守はもちろんのこと、その長が責に任ずる。</p>
---	---

付 則

この細則は、決議の日より施行する。

1. 平成26年4月20日改定
2. 平成28年4月17日改定
3. 令和3年4月18日改定
4. 令和5年4月2日改定
5. 令和6年4月21日改定

付 則

この細則は、決議の日より施行する。

1. 平成26年4月20日改定
2. 平成28年4月17日改定
3. 令和3年4月18日改定
4. 令和5年4月2日改定